

# 災害特報No.8

## 【緊急！】消費者トラブル注意報 第55号

### その「無料サービス」、本当に無料ですか？

地震発生後、県消費生活センターにはさまざまな相談が寄せられています。その中で「**無料と言われたので頼んだところトラブルに遭った**」というケースがありますので、ご注意ください。

- ・ あるサービスを「無料」と言われたので頼んだ。その分は無料だったが、その後に別の商品の勧誘をされた。
- ・ 廃棄物の回収を「無料」と言われたのに、実際は無料ではなく後から料金を請求された。

#### ○県消費生活センターからのアドバイス○

- 「無料」と言われた場合、サービスをお願いする前に、何が、どこまで、無料なのか、お互いにきちんと確認しましょう。
- 別の勧誘を受けた場合は、不要であれば、はっきりと「いらない」と断りましょう。
- 「無料」と言われていたのに料金を請求された場合は、一人で悩まずに、まずは県消費生活センターに相談してください。

#### ○消費生活に関するトラブルや疑問がありましたら、熊本県消費生活センターにご相談ください。

- ・ 相談電話：096-383-0999
- ・ 面談・電話による相談：平日 午前9時～午後5時
- ・ 電話による相談：平日午後5時～午後8時、土日祝日午前9時～午後5時
- ・ 弁護士または司法書士による無料法律相談会：毎週火曜日、木曜日、金曜日、日曜日 午後1時～午後4時  
(火曜日、木曜日は電話及び面談相談。金曜日は面談のみ。日曜日は電話相談のみ。)  
※面談は原則として予約が必要となります。事前にお電話で予約をお願いします。  
場所：県消費生活センター（県庁行政棟新館4階）